

核軍縮に関する国際情勢 (9)

—— イランおよび中東の核問題 ——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒 澤 満

現在イランの核疑惑が国際社会の大きな焦点となっており、その成り行きが注目されている。イランの核疑惑問題については、国連原子力機関（IAEA）が主として対応してきたが、英国、フランスおよびドイツの欧州連合（EU）3国が実際にイラクと交渉してきた。また問題は、国連安全保障理事会に移され、国連憲章第7章の下における制裁の議論も出てきている。このイランの核疑惑がどのような状況で発生し、その後の国際社会の対応がどのようなものであり、今後どのような推移が考えられるかを検討する。

I 中東における核問題

イランの核疑惑が現在焦点となっているが、中東における核問題は以前からきわめて複雑でかつ解決が困難な問題であった。まずイスラエルは1950年代から原子力の開発を開始し、1960年代半ばには核兵器の製造を開始した。イスラエルは核不拡散条約（NPT）に加入せず、事実上の核兵器国として、すでに200発程度の核兵器を保有していると考えられている。

イスラエル自身は、「中東に核兵器を導入する最初の国にはならない」と主張しつつ、核兵器の保有を宣言することなく、保有を否定も肯定もしない「あいまい政策」をとっている。また米国は、イスラエルの核兵器について、ケネディ政権は厳しい態

度を示したが、ニクソン政権以来、それを黙認する政策をとっている。ここでは、米国の「二重基準（ダブル・スタンダード）」が明確に示されている。この問題は、今日でも中東問題の解決の難しさを象徴するものとなっている。

次にイラクに関しては、1991年の湾岸戦争の後、国連安保理決議687により設置された国連イラク特別委員会（UNSCOM）と国際原子力機関（IAEA）の査察により、イラクがIAEAに申告することなくウラン濃縮およびプルトニウム抽出の計画を保持していることが明らかになった。その後国連によりそれらの計画の廃棄が進められた。

イラクが保有する大量破壊兵器が脅威であることを主要な理由として、米国および英国は2003年にイラクへの攻撃を開始した。この戦争によりフセイン政権が崩壊したが、イラクの核兵器保有が脅威であるという米国の主要な開戦理由は、その後の調査により誤りであったことが判明し、イラクは1991年以降、核兵器開発プログラムを保有していなかったことが明確になった。ここでは、国連による制裁および核兵器廃棄作業が成功裏に実施されたことが示されている。

第3に、リビアは、小規模な核兵器開発計画を保持していたが、英米との交渉の後、2003年12月にその計画を放棄すること、IAEAの査察を受け入れることを米英両国との間で合意した。米国の保守派

は、2003年3月に開始されたイラク戦争がリビアの決断に決定的な影響を与えたと主張しているが、英米との交渉はそれ以前から開始されており、またリビアは以前に国家テロに関する責任を認め、損害賠償をするなど、イラク戦争のずっと前から正常な国家への移行を進めていた。

中東の他のアラブ諸国でもしばしば核兵器開発の疑惑が生じることがあった。イラクもリビアもイランもNPT締約国であり、国際法的には、核兵器を製造または保有しないことを約束していた。

II イランの核開発疑惑問題

イランは1974年に原発建設に着手しており、イラン革命で一時中断されたが、1992年以降、ロシアの協力により原子炉の建設を進めていた。イランの核疑惑が明らかになる以前の2002年1月に米国ブッシュ大統領は、イラクと北朝鮮とともに、イランを「悪の枢軸」の一つであるとして非難していた。

イランの核開発が明るみに出たのは、2002年8月に反体制派が、イランはナタンツなどで核施設の建設を進めていると公表したことがきっかけである。その後IAEAの査察の結果、輸入した核物質およびその後の処理と利用、また核物質が貯蔵され処理された施設が申告されていなかったことが判明し、さらにウラン転換、ウラン濃縮、重水炉に関する疑惑が判明した。

2003年10月21日の英国、フランスおよびドイツの外務大臣との交渉で、イランは核計画と核活動はもっぱら平和目的であると主張し、IAEAに協力すること、さらに、IAEA保障措置追加議定書に署名し、批准に先立ち議定書に従ってIAEAに協力すること、およびすべてのウラン濃縮と再処理活動を停止することを自主的に決定したと述べた。西側3国は、国際的な懸念が完全に解決されたならば、イランはさまざまな分野において最新の技術および供給によりたやすくアクセスできるようになると述べた。同年12月18日にイランはIAEA保障措置協定の追加議定書に署名し、発効以前にもその内容を暫定適用することになった。

しかしその後イランが濃縮関連活動を再開したことなどから、2004年9月にIAEA理事会は、イラン

が停止決定を覆したことに重大な懸念を表明した。英仏独（EU3）とイランの交渉の結果、同年11月15日に合意が達成され、イランは核兵器の取得を求めないこと、批准まで自発的に追加議定書を履行し続けることに合意し、すべての濃縮関連および再処理活動を含む停止を継続することを自発的基盤で決定した。停止が検証されたならば、貿易・協力協定に関してEUとの交渉が再開されること、EU3/EUは世界貿易機関（WTO）へのイラン加入交渉の開始を積極的に支持することを約束した。

2005年8月に保守強硬派のアフマディネジャッド氏が大統領に選出され、イランは濃縮の前段階であるウラン転換作業を開始したため、同年9月24日には、イラン核問題の国連安保理への将来の付託を警告するIAEA決議が採択された。その後欧州3カ国との協議が再開され、またロシアとの交渉においてウラン濃縮をロシアに委託する提案も議論されたが、イランは自国における核燃料サイクルの構築に拘泥し、ロシア提案を拒否した。

2006年1月10日にイランは核研究施設の封印を解除し、ウラン濃縮を再開した。IAEA理事会は2月4日に決議を採択し、イランに対し、すべての濃縮関連および再処理活動の完全かつ継続的な停止を再構築すること、研究用重水炉の建設を再考すること、追加議定書を批准し完全に履行することなどを要請し、事務局長に対し、これらの措置が理事会によりイランに対して要求されていることを国連安保理に報告することを要請した。安保理での審議開始前に提出されたIAEA事務局長報告は、「IAEAは核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されたことは確認していないが、今の時点においてイランにおいて申告されていない核物質または活動がないと結論することはできない」と述べている。

その後この問題は国連安保理で審議され、2006年3月29日に安保理は議長声明を採択し、イランに対して濃縮関連と再処理に関する活動の全面的停止を要請し、IAEA事務局長に対し30日以内に報告するよう要請した。これに反発したイランは、4月11日に、大統領が濃縮ウランの製造に成功し、核技術保有国の一員となったと発表した。4月28日に提出された事務局長報告は、イランがウラン濃縮を継続

していること、イランで未申告の核物質や活動が存在しないと保証することはできないことを明記していた。

5月3日には、英仏が安保理決議の原案を提示した。これはイランの核計画が国際の平和と安全に対する脅威であるとし、国連憲章第7章の下で行動し、イランに対し濃縮関連と再処理に関する活動と重水炉の建設の全面的禁止を求めるものであり、この決議の遵守に必要な追加的措置を検討するとして、制裁の可能性を示すものであった。しかし、ロシアと中国はイラン制裁や軍事行動への可能性を危惧し反対したため、この決議は採択されていない。

さらに5月15日に、E U理事会は、イランが濃縮を停止すればその見返りとして、軽水炉技術の提供や政治、経済面での協力などを含む英仏独の大胆な見返り提案に支持を表明した。しかし、イランは、17日原子力平和利用はNPT締約国の当然の権利であり、濃縮の停止を要求する見返り提案は受け入れられないと拒否した。

このような停滞を打破する目的で、米国は5月31日に、イランとの交渉に参加し直接対話する意思を表明したが、それは、イランが濃縮活動を停止することを条件としており、イランはそれを拒否しているため、今後の推移が注目される。

Ⅲ 原子力平和利用の権利と核兵器開発

この問題の中心は、ウラン濃縮やプルトニウム抽出に関して、イランは一貫してこれらはもっぱら平和利用のためであり、それはNPT第4条で認められている奪い得ない権利であると主張しているのに対し、米国を初めとする西側諸国は、イランの活動は将来の核兵器開発を目指したものであると解釈しているところにある。それは、イランがそれらの活動をIAEAに申告せずに20年近くも秘密裏に実施してきたからである。

NPTは、非核兵器国が核兵器のオプションを放棄する対価として、非核兵器国に原子力平和利用の権利を認め、核軍縮に向けた交渉を核兵器国に義務づけている。イランの現状は、NPT第2条で禁止されている核兵器の製造または取得には至っていないが、第3条の下で締結された保障措置協定の違反を構成している。イランによる追加議定書の履行は、

法的義務ではなく、自主的なものであった。しかも2006年2月以降は履行していない。

米国など西側諸国が恐れているシナリオは、北朝鮮が実際に行ったように、NPTの当事国として原子力平和利用で各国の協力を得て、濃縮や再処理などの高度の技術を取得した後にNPTから脱退し、核兵器の製造へと向かうことである。軍縮関連条約からの脱退は一般に容易であり、NPTの場合も主権の行使として条約から脱退する権利が認められている。

これに関して、2005年のNPT再検討会議においては、脱退の条件を厳格化すること、脱退が宣言されたら直ちに国連安保理で審議すること、脱退以前の平和利用計画への援助に関しては返還する義務があること、または脱退後も保障措置が継続されることなど、さまざまな提案が議論された。

米国を中心に欧米諸国は軍事措置をも視野に入れた強硬な手段をとることにより、イランの活動を停止させようと試みている。他方、ロシアと中国は石油などエネルギー問題の関連もあるが、基本的には制裁には反対であり、外交交渉で解決すべきであると主張している。

Ⅳ 中東の核問題の将来

イランの核問題が、外交交渉により平和裏に解決されることが期待されるが、その場合にはイランに対してどのような条件でアメを提供し、イランからの譲歩を引き出すかが問題になるだろう。この問題を政治的圧力のみによって早期に解決するのは不可能であろう。イランが協力しない場合、今後、資産凍結や政府高官の渡航禁止など部分的な制裁の導入が安保理で検討されることになるだろうが、さらに進んで全面的な経済制裁に進むかどうかについては可能性は極めて低いと考えられる。中国とロシアの賛成を得るのが極めて困難であるし、イランの譲歩を引き出すのに効果的なものになるかどうかなど不確定要素が多くあるからである。さらに進んで軍事的な措置が安保理によって決定される可能性については、その実効性および国際社会による支持や各国の参加の可能性からして大きな疑問が存在する。米国を中心とする有志国家による武力行使も今の段階では疑問視されている。

イランの核の脅威に対しては軍事的に対応すべきだとする見解もあり、また大規模な経済的報奨を与えることにより核兵器開発への進展を停止させ、違反した場合には大規模な罰則を課すべきだとの見解もあるが、イランの核問題を他の諸問題と切り離して単独で解決できると考えることはできない。

「イランの核兵器開発に反対する国際行為体のすべてを動員するためには、米国は、イランの拡散問題、ペルシャ湾の安全保障、中東での米国の役割、イスラエルの核の地位、パレスチナ・イスラエル関係がすべて関連しており、もっとバランスのとれた米国の態度なしには解決されえないことを理解すべきである」と主張されているし、「テヘランは威嚇といいかげんな制裁の発動によりその予定コースの推進を抑止されるとは考えられないし、軍事行動は逆効果になるだけであろう。米国とその同盟国は、

イランの安全保障上の懸念に真面目に取り組み、実質的な経済的動機を与えるような多国間の対話を提案すべきである」と主張されている。したがって、この問題の根本的な解決には中東問題全体を取り上げ、その中で解決する方法しかないように思われる。

また長期的には、中東非核兵器地帯または中東非大量破壊兵器地帯の設置なども視野に入れるべきであろう。イラクの核およびリビアの核問題が消滅した現在において、イランの核問題と並んで、最も重要なのはイスラエルの核である。したがって、米国を初めとする5大国とドイツを中心として、中東地域のすべての国を含む中東和平のための全体的なプロセスが早期に開始されることは、困難に思われるが、長期的な問題解決には不可欠であり、6カ国を中心に積極的に取り組むことが必要であろう。

IPPNW日本支部理事会・総会(IN広島)開催

平成18年4月15日(土) IPPNW日本支部理事会・総会(広島県医師会館)に各府県(広島、長崎、岐阜、京都、大阪)から32名が参画。総会に先駆けて日本支部理事会が開かれ、日本支部総会への付議事項等について協議がされた。大阪府支部から要望している「被爆二世(三世)の問題について」も意見交換されたが、結論がでないため今後も検討することになった。

理事会終了後、日本支部総会を開催。柳田実郎国際副議員の司会進行のもと、碓井静照日本支部支部長が「昨年広島で開催された第5回IPPNW北アジア地域会議の協力に対して謝辞が述べられるとともに、本年ヘルシンキ(9月7日～10日:フィンランド)で開催される第17回IPPNW世界大会の参加要請がされた。

また、米国がイランに核攻撃をする報道にIPPNW本部から各国支部に米国大使館に対し抗議文の要請があったが、ホワイトハウスも否定しているため経過をみて判断したい。」と挨拶。議事では、(第1号議案:平成17年度事業報告の件、第2号議案:平成16年度収支決算書の件、第3号議案:平成16年度決算書



監査の件、第4号議案:平成17年度収支中間報告の件、第5号議案:役員人事の件、第6号議案:平成18年度事業計画案の件、第7号議案:平成18年度収支予算案の件)以上の議案全てが承認。次回IPPNW日本支部支部長に引続き、現支部長の碓井静照氏(広島県医師会長)に決定した。